

# 令和 7 年度 放課後児童クラブ入所のしおり

## はじめに

ようこそ、放課後児童クラブへ。

四万十市中村地域放課後児童クラブは、令和 6 年度から、委託受託者である「特定非営利活動法人 スマイルはたっこ」が運営しています。子どもたちにとっての安心安全な放課後の居場所を目指して、取り組みを進めています。最も大切にしているのは、“連携”です。ご家庭との連携、学校との連携、地域との連携、関係機関との連携など、子どもを取り巻くすべての人たちと連携して、子どもたちを大切に育てていきたいと考えています。ぜひ、放課後児童クラブの主旨をご理解いただき、適正なご利用にご協力いただけますようお願い申し上げます。

## 1. 放課後児童クラブについて

### (1) 設置目的

放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）は、保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない留守家庭の児童に対し、放課後や学校休業日に適切な遊び及び生活の場を提供することで、その健全な育成を図ることを目的とした施設です。

### (2) 対象児童

入会しようとする放課後児童クラブの実施区域の小学校に就学しており、保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない留守家庭の児童。

### (3) 入所要件

入所の要件は、①～③の要件を全て満たしている場合です。要件を満たしていても、留守家庭児童を理由に学校指定変更している場合は、入所できない場合があります。

① 保護者及び 20 歳以上 65 歳未満の同居家族が表のいずれかに該当していること。

| 事由   | 内容・入所許可期間   |
|------|---|
| 就労   | ① 週 16 時間以上就労している<br>② 月の合計就労時間が、64 時間以上である<br>③ 就労終了時刻が、午後 2 時以降である<br>※ 就労先が複数の場合は、各々の勤務時間を合算します<br>※ 土曜日利用にあたっては土曜日が就労日であること |
| 出産   | 母親が出産前後で、児童の保育ができない場合   |
| 育児休業 | 1 歳未満の子どもの育児のため、児童の保育ができない場合  |

|            |   |
|------------|---|
| 疾病・障害      | 保護者が疾病、障害により、児童の保育ができない場合                             |
| 介護・看護      | 保護者が親族の介護、看護により、児童の保育ができない場合                          |
| 災害復旧       | 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合                           |
| 求職中        | 求職活動中で、児童の保育ができない場合                                   |
| 就学<br>職業訓練 | 就学や職業訓練等のため、児童の保育ができない場合<br>※ 就学時間の条件は就労の①から③までの条件と同様 |

- ② 原則、週 3 日以上の利用が見込まれること。  
 ③ 過去 5 年間に於いて四万十市放課後児童クラブ利用料の滞納がない世帯。

#### (4) 障害児保育について

入所選考にあたり、障害がある児童は優先的に入所決定されています。また、障害がある児童を受け入れるにあたり、支援員を通常より手厚く配置します。(対象児童専属の配置ではありません)

入所にあたり、障害を証明する書類(障害者手帳のコピー、特別支援学級在籍証明など)の提出をお願いします。また支援の方法や必要な配慮等についてもご相談させていただく場合があります。

#### (5) 各クラブ・学童保育事務局

| 学級名                |     | 住所                                   | 電話番号          |
|--------------------|-----|--------------------------------------|---------------|
| さくら学級<br>(中村小学校)   | 第 1 | 中村新町 3 丁目 16 番地 (玉姫会館)               | 090-3055-3499 |
|                    | 第 2 | 中村新町 3 丁目 20 番地 (地域交流室)              | 090-4507-7050 |
|                    | 第 3 | 中村新町 3 丁目 20 番地 (新町集会所)              | 090-7115-9899 |
| つばめ学級<br>(中村南小学校)  | 第 1 | 中村不破上町 1949-1                        | 080-9830-0455 |
|                    | 第 2 | (学校敷地内専用施設)                          | 090-3055-3409 |
|                    | 第 3 |                                      | 090-3055-3380 |
| なかよし学級<br>(東山小学校)  | 第 1 | 安並 4100 番地 (仮設校舎内)                   | 090-5914-7945 |
|                    | 第 2 | ※令和 7 年度中新校舎完成後に                     | 090-7410-0855 |
|                    | 第 3 | 佐岡 949 番地 (学校敷地外専用施設) に移転            | 090-3055-3390 |
| とんぼ学級<br>(具同小学校)   | 第 1 | 具同田黒 1 丁目 9 番 6 号                    | 080-3163-2311 |
|                    | 第 2 | (学校敷地外専用施設)                          | 080-4030-1622 |
|                    | 第 3 |                                      | 080-3920-8337 |
| どんぐり学級<br>(東中筋小学校) |     | 国見 460 番地<br>(東中筋小体育館内)              | 080-6380-8209 |
| 学童保育事務局            |     | 四万十市右山元町 1 丁目 2 番 4 号<br>(四万十市立児童館内) | 0880-34-8361  |

## 2. 放課後児童クラブのきまり

### (1) 保育時間

| 開所日                 | 開所時間  |
|---------------------|---|
| 平日（学校登校日）           | 放課後から午後 6 時   |
| 土曜日※8 月を除く各月 2 回程度  | 基本 午前 9 時～午後 5 時  |
| 学校の振替休業日            | 〔 希望者のみ 早預かり 午前 8 時～午前 9 時 〕<br>〔 希望者のみ 居残り 午後 5 時～午後 6 時 〕 |
| 長期休暇期間（夏休み・冬休み・春休み） |   |

### (2) 閉所日

日曜日・祝日

土曜日※8 月を除く各月 2 回程度は開所日

年末年始（12 月 29 日から 31 日、1 月 2 日及び 3 日）

災害時、感染症流行時などに臨時に閉所する場合があります。

各クラブで閉所日を設ける場合があります。

### (3) 登所について

児童の安全確保の観点から、保護者の送迎を基本としています。

|                        |   |
|------------------------|---|
| 平日<br>（学校登校日）          | <u>保護者の付き添いはありません。</u><br>下校後、すみやかに登所するよう、ご指導をお願いします。   |
| 代休日<br>長期休暇<br>（学校休業日） | ①保護者又は保護者に代わる人（祖父母や兄弟等）の送迎をお願いします。<br>②保護者の送迎以外で登所する場合は、あらかじめ学級とその方法について、申し合わせをお願いします。<br>③早預かり申し込みの場合は、遅くとも 8 時 30 分までに、基本保育申し込みの場合は、遅くとも 9 時 30 分までに登所させてください。<br>④開所前に児童だけで待つことは大変危険ですので、開所時刻以降に登所して下さい。 |

### (4) 降所について

児童の安全確保の観点から、保護者の送迎を基本としています。

|                        |   |
|------------------------|---|
| 平日<br>（学校登校日）          | ①保護者又は保護者に代わる人（祖父母や兄弟等）の迎えをお願いします。<br>②保護者の送迎以外で降所する場合は、あらかじめ学級とその方法について、申し合わせをお願いします。  |
| 代休日<br>長期休暇<br>（学校休業日） | ③降所後に帰宅せず、子ども一人で、塾や習いごとなどに行く場合は、あらかじめ学級と申し合わせをお願いします。<br>④ご利用途中に、塾や習いごとなどに行くことは原則できません。 |

(5) 欠席・遅刻・早退の連絡について

欠席・遅刻・早退の連絡は、保護者連絡ツール「tetoru（テトル）」の連絡機能で、ご連絡ください。各学級の携帯電話への連絡も可能ですが、開所時間以外は、電話に対応することができません。

子どもさんが口頭で申し出た場合、思わぬ行き違いやトラブルに発展することがありますので、必ず保護者様からご連絡くださるよう、ご協力お願いします。

ご連絡がない場合は、緊急時連絡先に確認の連絡をさせていただきます。

(6) 利用の変更について

| 届出の種類        | 手続き                 | 期限      |
|--------------|---------------------|---------|
| 早預かり・居残りの中止  | 学級へ連絡               | すみやかに   |
| 早預かり・居残りの開始  | 学級へ連絡               | すみやかに   |
| 休止（8月1日～31日） | 学級へ連絡後、休止届出書（様式4）提出 | 7月10日まで |
| 休止（病気治療等の理由） | 学級へ連絡後、休止届出書（様式4）提出 | すみやかに   |
| 退所           | 学級へ連絡後、退会届出書（様式4）提出 | 前月10日まで |

(7) 届出内容の変更について

ご住所や電話番号、保護者のお勤め先、緊急連絡先などが変更される場合は、すみやかに学級に申し出てください。変更内容に応じて、書類の提出を求める場合があります。

(8) 入所要件の変更について

入所要件が変更される場合は、速やかに学級に申し出てください。変更内容に応じて、証明書等の提出を求める場合があります。

(9) 利用料について

| 項目    | 金額  | 支払方法                              | 口座振替日        |
|-------|---|-----------------------------------|--------------|
| 入会金   | 1,000円（途中退会の場合も返金なし）                      | 保護者連絡ツール「tetoru（テトル）」の<br>集金機能で決済 | 4月20日        |
| 基本利用料 | 利用児が1名の場合 月額5,000円<br>利用児が複数名の場合 月額4,000円 |                                   | 毎月20日        |
| その他   | 教材費、プログラム参加費など、実費相当額                      |                                   | 基本利用料と合わせて請求 |

①口座振替日は毎月20日ですが、土日祝日の場合は翌営業日に振替を行います。

②振替不能の場合は、翌月の口座振替の際に未納分も合わせて振替を行います。

③利用日数に応じた利用料(日割り)の設定は致しません。

④就学援助制度対象世帯は、基本利用料を全額免除とします。

⑤正当な理由なく、利用料のお支払いが2カ月間滞った場合は、退所となりますのでご注意ください。

(10)大雨、洪水等による防災気象情報が発令された場合の対応について

警戒レベル4 避難指示、警戒レベル5 緊急安全確保が発令された場合や、今後の気象状況、被災状況、施設の立地場所、周辺の道路状況等、各施設の個別事情により危険と判断される場合は、臨時休所とします。臨時休所の場合は「tetoru(テトル)」で連絡します。

①クラブ開所前の対応

学校が始業から休校している場合、学校が始業後に休校となった場合は、クラブも臨時休所となります。

②クラブ運営中の対応

臨時休所となった場合は保護者等へ連絡しますので、安全を確保のうえお迎えをお願いします。児童の安全のため、1人帰りは認めません。

③学校休業日の対応

学校代休日や夏休み等に臨時休所とする場合は、朝6時を目途に判断し通知します。朝6時以降又は開所後に状況が変化し臨時休所とする場合は、安全を確保のうえお迎えをお願いします。児童の安全のため、1人帰りは認めません。

※大型台風の接近等で、気象情報等をもとに暴風・大雨が予想される場合は市と協議のうえ、あらかじめ臨時休所を決定する場合があります。

(11)新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の流行時の対応について

①利用児が感染した場合

医師から指示された療養期間中はクラブを利用することはできません。療養期間終了後に発熱や激しい咳等の症状が続いている場合も、ご利用をお控えください。

②学級閉鎖もしくは学年閉鎖になった場合

その学級もしくは学年に在籍している児童は、閉鎖期間中にクラブを利用することができません。

③伝染性膿痂疹（とびひ）、流行性結膜炎、毛じらみ症等に感染した場合

クラブに申し出てください。感染拡大防止の対策を講じます。症状によってはクラブを利用することが出ません。

(12)その他

以下のことについては、各学級のルールに従ってください。

①クラブに持って来るもの

②携帯電話・スマートフォンの取り扱い

③送迎時のルールや駐車場について

④クラブでの個人情報の取り扱い（児童の写真・作品など）

⑤災害時の児童引き渡し

⑥その他、各クラブで必要なこと

### 3. 学童保育での生活

#### (1) 一日のスケジュール

| 登校日           |       | 学校休業日           |
|---------------|-------|-----------------|
|               | 8:00  | 開設・出席確認         |
|               | 9:00  | 宿題や自由遊びをして過ごす   |
|               | 10:00 |                 |
|               | 11:00 |                 |
|               | 12:00 | 昼食              |
|               | 13:00 | 自由遊び            |
| 下校時刻に合わせて開所   | 14:00 | イベントや特別活動があるかも♪ |
| おやつ           | 15:00 | おやつ             |
| 宿題や自由遊びをして過ごす | 16:00 | 自由遊び            |
|               | 17:00 |                 |
| お迎え           | 18:00 | お迎え             |

☆クラブでは、宿題をする学習時間を設けていますが、必ず自宅で仕上がりの確認をお願いします。

#### (2) 年間行事

各クラブで季節のイベントやお誕生日会などがあります。詳細は各クラブからのお知らせでご確認ください。

#### (3) 健康管理

- ①放課後児童クラブは集団で生活する場です。日常の健康管理には細心の注意を払い、手洗いや咳エチケットなど感染予防に関する指導を行います。ご家庭でもご指導をお願いします。
- ②利用中に体調が悪くなった場合やけがをした場合は、すみやかに保護者に連絡します。症状やけがの程度によっては、保護者に連絡するとともに医療機関の受診や救急搬送など必要な対応をします。
- ③利用中の万が一の事故や負傷に備えて傷害保険に加入しています。

#### (4) 安全計画

##### ①安全点検

- ・消火器具や非常口、その他非常災害に必要な設備を設置し、定期的な点検します。
- ・建物や設備、備品等を定期的に点検し、事故防止に努めます。
- ・各マニュアルを作成し、定期的に見直します。

##### ②実践的な訓練や研修

- ・計画的に救急救命講習や避難訓練を実施します。

## (5) 家庭と連携

- ①日頃からご家庭とのコミュニケーションを大切にしていきます。利用中の様子や出来事をお迎え時に口頭で伝えたり、連絡帳や手紙などの方法でお伝えします。特にお伝えが必要なことは、お電話させていただくこともあります。保護者のみなさまからも、ご家庭での様子や気になることなどありましたら、支援員にお伝えください。
- ②各クラブから定期的にお便りが発行されます。
- ③保護者連絡ツール tetoru（テトル）を活用して、四万十市子育て支援課、学童保育事務局、各クラブなどからのお知らせを配信します。重要なお知らせも含まれますので、確実に目を通していただけますようお願いいたします。

## (6) 学校との連携

- ①お便りの交換や tetoru（テトル）を活用して情報共有に努めます。学校行事や短縮授業等の予定に合わせて、クラブの開所日や開所時間を調整します。また、参観日や運動会など可能な範囲で参観し、学校での子どもの様子を把握するよう努めます。
- ②学校と災害時の対応について打ち合わせを行ったり、避難訓練に参加するなどして、災害時の連携に備えます。

## (7) 相談・苦情の受付

クラブの運営や支援等に対する相談や苦情について、以下の窓口でお受けします。

| 受付窓口 | ご利用中の放課後児童クラブ | 各クラブ携帯電話     |
|------|---------------|--------------|
|      | 学童保育事務局       | 0880-34-8361 |
|      | 四万十市子育て支援課    | 0880-34-9007 |

## (8) 個人情報の取り扱い

個人情報の取り扱いについては細心の注意を払って、適正な管理に努めます。お便りや掲示物に子どもさんの写真や作品を載せる場合があります。予め、個人情報の取り扱いの範囲について、クラブから相談させていただきます。

保護者様の方でも、個人情報保護にご留意いただきますようお願いいたします。

## (9) 家庭保育の確保について

お勤めがお休みであったり、お勤めが早い時刻に終わった場合は、お迎えを早めたりして、子どもさんと過ごす時間を優先してください。保護者の休息時間や用事を済ませる時間も必要だと承知していますので、可能な範囲で家庭保育の確保に努めていただけますようお願いいたします。